

参議院内閣委員会會議録第五号

平成十八年四月六日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

三月二十七日

秋元 司君

片山虎之助君

補欠選任

三月二十九日

喜納 昌吉君

宇洋君

風間 昶君

補欠選任

三月三十日

富岡由紀夫君

白 眞勲君

山口那津男君

補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長 工藤堅太郎君

理事 西銘順志郎君

委員 山内 俊夫君

芝 博一君

柳澤 光美君

秋元 司君

鈴木 政二君

中曾根弘文君

山谷えり子君

喜納 昌吉君

黒岩 宇洋君

国務大臣

国務大臣 松原 正司君

(国家公安委員長) 松井 孝治君

事務局長 風間 昶君

近藤 正道君

木俣 佳丈君

事務局長 常任委員会専門 鳴谷 潤君

本日の會議に付した案件

○銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(工藤堅太郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。査掛国家公安委員会委員長。

○国務大臣(査掛男君) おはようございます。

ただいま議題となりました銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における準空気銃を使用した犯罪の実情等にかんがみ、これによる危害の発生を防止するため、その所持を禁止し、その他所要の規定を整備すること等をその内容としております。

以下、項目ごとにその概要を御説明いたします。

第一に、準空気銃の所持の禁止に関する規定の整備についてであります。圧縮した気体を使用し

て弾丸を発射する機能を有する銃であつて空気銃に該当しないもののうち、人を傷害し得るものを準空気銃と位置付け、法令に基づき職務のため所持する場合等を除き、その所持を禁止することとするものであります。

第二は、銃の許可の基準の特例に関する規定の整備についてであります。準空気銃を使用して人の生命又は身体を害する罪その他の凶悪な罪に当たる違法な行為をした日から起算して十年を経過していない者に対しては、銃の所持の許可をしないこととするものであります。

第三は、準空気銃の一時保管等に関する規定の整備についてであります。警察官は、準空気銃による危害を防止するため必要があるときは、これを提出させて一時保管等を行うことができることとするものであります。

第四は、その他の規定の整備についてであります。準空気銃を不法に所持した者に対する罰則規定その他所要の規定を整備することとするものであります。

なお、この法律の施行日は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同賜らんことをお願い申し上げます。

○委員長(工藤堅太郎君) 以上で本案の趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十三時三十分散会

三月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、安全・安心な公共サービスの確立に関する請願(第八九六号)(第九〇〇号)(第九〇一

号)(第九〇二号)(第九〇三号)(第九〇六号)

第八九六号 平成十八年三月十五日受理

安全・安心な公共サービスの確立に関する請願

請願者 広島県尾道市高須町五、一一七

森川裕子 外四千四十九名

紹介議員 福島みずほ君

市場原理万能主義に基づく経済社会政策はもう

け第一主義の風潮を生み出しており、耐震構造偽

装事件、ライブドアの証券取引法違反事件に見ら

れるように国民の安全と安心を脅かし、大きな社

会的批判を浴びている。また、社会の二極化が急

激に進み、所得や生活の地域格差、企業規模別・

雇用形態別格差、ニートや生活保護世帯の急増、

自殺・凶悪犯罪の増加など、深刻な社会問題を発

生させている。こうした中で、国民が政府に求め

ているものは小さな政府ではなく、責任ある国民

本位の行政を推進して、安定・安全・安心な市民

生活を保障することである。政府は、市場化テス

ト法案や行政改革推進法案を国会に提出して、行

政サービスの市場にゆだね、公務員の定員を削減

しようとしているが、これは国民の安全・安心に

責任を持つ政府の役割を否定しようとするもので

ある。

ついで、質の高い公共サービスを確立するた

め、次の事項について実現を図りたい。

一、公共サービスを企業利益追求の対象とし、利

用者の参画とコントロールが効かない民営化へ

の横断的手法となる市場化テストを導入しない

こと。

二、市場化テスト法案、行政改革推進法案において、以下の内容を規定すること。

1 雇用・労働条件を確保し、その扱いは労使の交渉・協議に基づくこと。

2 労働基本権を確立した民主的公務員制度に改革すること。

第九〇〇号 平成十八年三月十六日受理
安全・安心な公共サービスの確立に関する請願

請願者 富山県小矢部市和沢三〇九ノ一
〇 堂田美穂子 外千六百六十名

紹介議員 大田 昌秀君
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。

第九〇一号 平成十八年三月十六日受理
安全・安心な公共サービスの確立に関する請願

請願者 茨城県水戸市元吉田町一、二七八
ノ一 高橋純 外二万五千五百六

名
紹介議員 築瀬 進君
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。

第九〇二号 平成十八年三月十六日受理
安全・安心な公共サービスの確立に関する請願

請願者 北海道留萌市港町二丁目 菅原
朗 外二千八百名

紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。

第九〇三号 平成十八年三月十六日受理
安全・安心な公共サービスの確立に関する請願

請願者 山形県鶴岡市城北町一五ノ一九ノ
一 佐藤保浩 外二千四百九十九

名
紹介議員 近藤 正道君
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。

平成十八年四月十一日印刷

第九〇六号 平成十八年三月十六日受理
安全・安心な公共サービスの確立に関する請願

請願者 石川県七尾市高田町ヤノ三三 館
野陽一 外六千五百十二名

紹介議員 又市 征治君
この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。

四月五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する
法律案

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法
律案

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する
法律

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第
六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「圧縮ガスを使用するものを含む」を「圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃のうち、内閣府令で定めるところにより測定した弾丸の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるものをいう。以下同じ」に改める。

第三条第三項中「掲げる」を「規定する」に改め、
同条第四項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第三条の二第二項中「掲げる」を「規定する」に改め、
同条第三項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第三条の三第二項及び第三条の五第四号中「掲げる」を「規定する」に改める。

第三条の六第三号中「掲げる所持」を「規定する所持」に改める。

第四条第一項第一号中「者」の下に「(第四号に該当する者を除く。)」を加える。

平成十八年四月十二日発行

第五条の二第二項第二号中「刀剣類」の下に「第二十一条の三第一項に規定する準空気銃」を加える。

第二十一条の二の次に次の一条を加える。
(準空気銃の所持の禁止)

第二十一条の三 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、準空気銃(圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃であつて空気銃に該当しないもののうち、内閣府令で定めるところにより測定した弾丸の運動エネルギーの値が、人を傷害し得るものとして内閣府令で定める値以上となるものをいう。以下同じ。)を所持してはならない。

一 法令に基づき職務のため所持する場合

二 国又は地方公共団体の職員が試験若しくは研究のため、又は公衆の観覧に供するため所持する場合

三 前二号の所持に供するため必要な準空気銃の管理に係る職務を行う国又は地方公共団体の職員が当該準空気銃を当該職務のため所持する場合

四 事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て前号に規定する者への譲渡のための準空気銃の製造又は輸出のための準空気銃の製造若しくは輸出を業とする者(使用者を含む。)がその製造又は輸出に係るものを業務のため所持する場合

2 前項第四号の規定による都道府県公安委員会への届出に必要な細目は、内閣府令で定める。

第二十四条の二第七項中「第三条第一項」の下に「又は第二十一条の三第一項」を加え、「当該銃砲又は刀剣類を所持すること」を「その所持」に、「ものを」を「銃砲若しくは刀剣類又は準空気銃で」に、「に」を「いずれかに」に改め、同条第八項中「の銃砲又は刀剣類」を「の銃砲若しくは刀剣類又は準空気銃」に改める。

第三十一条の十六第一項第一号中「第三号」を

「第四号」に改める。
第三十二条第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第二十一条の三第一項の規定に違反した者第三十七条第一項中「第三号」を「第四号」に、「第五号若しくは第六号」を「第六号若しくは第七号」に改める。

附則
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(経過措置)

2 この法律の施行の際現に準空気銃(この法律による改正後の第二十一条の三第一項に規定する準空気銃をいう。以下同じ。)を所持している者又はその者から当該準空気銃の改造(準空気銃に該当しない物とするための改造に限る。次項において同じ。)を委託された者については、この法律の施行の日から六月間は、当該準空気銃に関する限り、同条の規定は、適用しない。

3 この法律の施行前に準空気銃に相当する銃を製造し、輸入し、又は販売した事業者は、この法律の施行の際現に準空気銃を所持している者が行う改造に協力するよう努めなければならない。

4 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の第四条又は第六条の規定による銃の所持の許可を受けている者に対するこの法律による改正後の第十一条第一項第三号に該当すること

を理由とする同項の規定による許可の取消しに

関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

B